

計量発第 000092 号

令和 8 年（2026 年）2 月 9 日

公益社団法人 熊本県薬剤師会
会長 富永 孝治 様

熊本市長 大西 一史
(計量検査所扱い)



特定計量器定期検査の周知について（お願い）

厳寒の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市計量行政につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
既にご承知とは存じますが、「取引・証明」に使用する計量器は、計量法に基づき 2 年に 1 回の定期検査の受検が義務づけられております。

本市におきましても、今年 4 月から 10 月までの期間に熊本市内西部地区（白川以西及び一部南西部）の定期検査の実施を計画しているところです。

また、令和 9 年度の検査対象地域の受検対象者を把握する必要があることから、同年度の検査区域である熊本市内東部地区（白川以東及び植木町）において、4 月から本市の指定を受ける予定の「熊本市指定定期検査機関 株式会社てんびんの会」により、新規開業の事業者及び定期検査未受検者を対象とした「はがきの調査表」の送付による事前調査を行います。

つきましては、ご多忙中のことは存じますが、貴会会員の皆様への事前調査並びに定期検査の受検につきましてご周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、周知方法についてですが、「広報誌への掲載」や「チラシの配布」等の他、貴団体管理のホームページへの掲載をご検討いただければ幸いです。

※ 定期検査・事前調査実施主体「熊本市指定定期検査機関 株式会社てんびんの会」

問合せ先

〒862-0907

熊本市東区水源2丁目1-4

熊本市計量検査所

TEL 096-369-0610

担当 廣田(ヒロタ)・宮部(ミヤベ)

計量器の定期検査について

私達は、日常生活の中で計量器の数値（質量、体積、長さ等）を基に料金を支払っていることがあります。

計量法（平成4年法律第51号）では特定計量器を「取引又は証明に使用され、又は主として生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるもの」と定義しており、定期的に検査を受けることが定められています。

取引・証明に使用される質量計の「非自動はかり」は、この特定計量器に含まれ検定・定期検査の対象となります。

計量器は、使用することによって精度の劣化が起こります。そこでそれを防止するためには正しく使用することは勿論ですが、法律で定められた定期検査を受検することが大切です。定期検査は、性能・精度が一定水準に維持されているかどうかを検査するもので**2年に1回**となっています。

※ 定期検査の対象となる特定計量器（非自動はかり）は、次のとおりです。

- ① 目量が10mg以上あって、目盛標識の数が100以上のもの
- ② 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量が10mg以上のもの
- ③ 表す質量が10mg以上の分銅
- ④ 定量おもり及び定量増おもり

※ 取引・証明に使用できる計量器は、下のような検定証印・基準適合証印が刻印されているものですので注意してください。



検定証印



基準適合証印

お問い合わせ先

熊本市外

熊本市東区東町3-11-38

熊本県産業技術センター 総務管理室検定グループ

TEL 369-2151

熊本市内

熊本市東区水源2丁目1-4

熊本市計量検査所 TEL 369-0610

家庭用計量器

※ このマークが付いている計量器は取引・証明には使用できません。注意してください。

